

News Release

新しい車両区分である特定小型原動機付自転車の新設(本年7月1日施行)を前に、『電動キックボード(特定小型原動機付自転車)正しく乗る〜ル』を公開
 電動キックボード(特定小型原動機付自転車)の走行シーンを用いたオリジナルWEB動画を制作し、公道走行時の基本的なルールや注意点などを分かりやすく呼びかけます。

J A共済連(全国共済農業協同組合連合会・代表理事理事長 柳井 二三夫)では、令和5年7月1日より特定小型原動機付自転車が新たな車両区分として新設され、改正道路交通法および関連法に準拠※1した一部の電動キックボード(特定小型原動機付自転車)等について、16歳以上であれば免許不要で公道での走行が可能になることを受け、電動キックボード(特定小型原動機付自転車)で公道を走行する際の基本的なルールや注意点と呼びかけるオリジナルWEB動画『電動キックボード(特定小型原動機付自転車)正しく乗る〜ル』を制作し、6月29日(木)からJ A共済地域貢献活動ホームページ「ちいきのきずな」内の特設WEBサイト(URL : <https://social.ja-kyosai.or.jp/tokuteikogata/>)で公開します。

※1:参考:警察庁WEBページ「特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)に関する交通ルール等について」

(<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>)

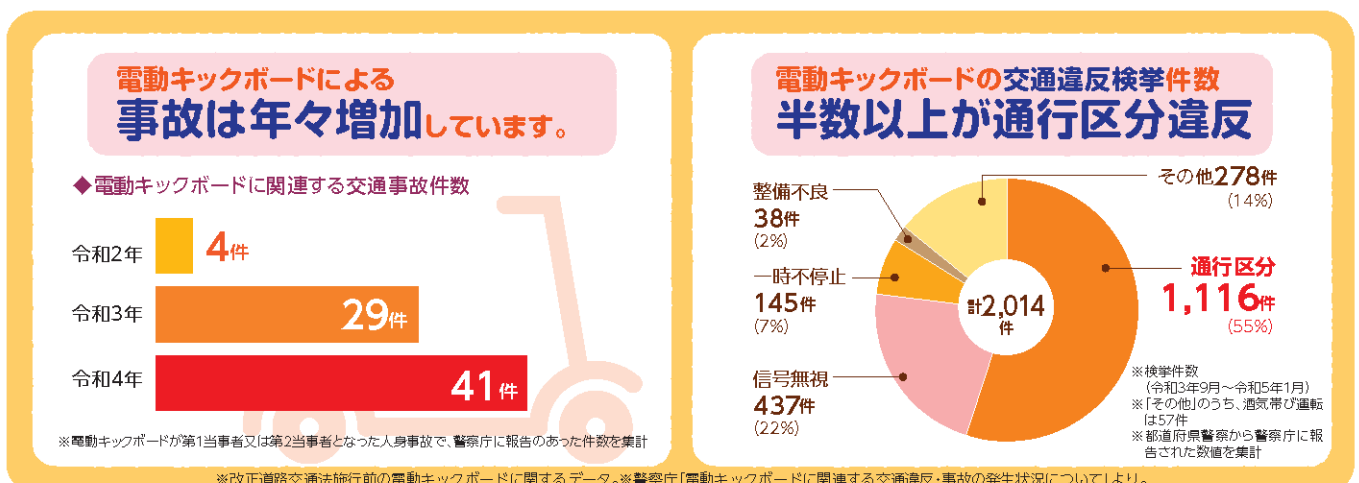
国土交通省WEBページ「特定小型原動機付自転車について」(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_f7_000058.html)

■ 電動キックボード(特定小型原動機付自転車)を取り巻く現状

令和5年7月1日の改正道路交通法の施行により、特定小型原動機付自転車の交通ルールが定められ、幅広い年代での手軽な移動手段として特定小型原動機付自転車の普及が見込まれています。他方、電動キックボード利用者による交通事故が増加傾向にあり、改正道路交通法施行前における電動キックボードに関する交通違反検挙件数は、歩道通行や右側通行といった「通行区分違反」が半数以上であることから、基本的な交通ルールの周知を図ることが重要となっています。

こうした中、J A共済連では、基本的な交通ルールの周知徹底を図るとともに、電動キックボードが公道を走行する上での正しいルールや安全な運転方法と呼びかけるWEB動画を制作しました。

【参考:改正道路交通法施行前の電動キックボードに関するデータ】※2



※2: 出典:警察庁「電動キックボードに関連する交通違反・事故の発生状況について」(<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/council/>)

■ 『電動キックボード（特定小型原動機付自転車）正しく乗る〜ル』 WEB動画の内容

オリジナルWEB動画『電動キックボード（特定小型原動機付自転車）正しく乗る〜ル』は、一般財団法人 日本交通安全教育普及協会監修のもと、特定小型原動機付自転車という車両区分の説明はもちろん、電動キックボード※3で公道を走るための準備や、基本的な交通ルールを紹介。

実際に電動キックボードを用いた走行シーン、車道や交差点を走行するときのルールや注意点のほか、例外的に歩道を走行するときのルールなどを分かりやすく解説しています。



動画イメージ1



動画イメージ2



動画イメージ3

※3：映像内の電動キックボードは、「特定小型原動機付自転車」に準拠している車両です。

■ 特設WEBサイトの概要（URL：<https://social.ja-kyosai.or.jp/tokuteikogata/>）

『電動キックボード（特定小型原動機付自転車）正しく乗る〜ル』の動画がご視聴いただけるほか、電動キックボード（特定小型原動機付自転車）を安全に活用するためのポイントをまとめた啓発チラシも公開。PDF形式でダウンロードができるため、学校や地域などでの交通安全教育にもご活用いただけます。



『電動キックボード(特定小型原動機付自転車)正しく乗る〜ル』
特設WEBサイト トップ画面



特設 WEB サイト QRコード
(URL：<https://social.ja-kyosai.or.jp/tokuteikogata/>)



J A共済連では、引き続き、交通事故のない社会をめざして、交通事故の未然防止や交通安全啓発など、さまざまな活動に取り組んでまいります。